

(様式第1号)

平成30年度 第3回 芦屋市自立支援協議会 会議録

日 時	平成31年3月27日 水曜日 午後2時30分～午後4時30分
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室
出 席 者	会 長 堺 執 副 会 長 木下 隆志 委 員 仲西 博子 土田 陽三 山田 映井子 濱田 理 藤川 喜正 福田 容子 杉田 俱子 木村 嘉孝 朝倉 己作 齊藤 登 岡本 直子 加納 多恵子 脇 朋美 三芳 学 古結 香南 津田 美穂 浜野 真帆 齋藤 正樹 福田 晶子 安達 昌宏 欠席委員 尾崎 郁子 オブザーバー 中野 美智子 河井 悦子 高橋 浄江 関係課 小川 智瑞子 吉川 里香 鳥越 雅也 広瀬 香 事務局 本間 慶一 長谷 啓弘 榊井 大輔 辻野 亮太
事 務 局	障害福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	4 人

1 会議次第

(1) 開会

開始時点で23人中22人の委員の出席により成立

(2) 会長挨拶

(3) 議事

- ①実務者会報告について
- ②専門部会報告について
- ③65歳問題プロジェクトについて
- ④基幹相談支援センター報告について
- ⑤地域移行支援報告について
- ⑥第11回芦屋市障がい児・者作品展実績について
- ⑦芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画 中間報告について
- ⑧その他

(4) 閉会

2 提出資料

- | | |
|---------|----------------------------|
| 資料1 | 芦屋市自立支援協議会委員名簿 |
| 資料2～2-2 | 自立支援協議会実務者会について |
| 資料3 | 自立支援協議会専門部会について |
| 資料4 | 65歳問題プロジェクト会議報告 |
| 資料5 | 芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告 |
| 資料6 | 平成30年度地域移行支援報告 |
| 資料7 | 平成30年度第11回芦屋市障がい児・者作品展 実績 |
| 資料8～8-2 | 芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画 進捗状況 |

3 審議経過

(1) 実務者会報告について

実務者会 事務局（三芳氏）より報告

(堺会長)

来年度も実質的に中身の濃い会になることを期待しています。昨日、福祉推進協議会があり、藤井先生から相当切り込んだ示唆を頂きました。そちらと協調して進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(2) 専門部会報告について

専門部会 座長（河井氏）より報告

(堺会長)

木下副会長が以前より注力していただいた「芦屋っふ」について、河井座長よりリンクすると報告いただきましたが、その辺りはいかがでしょうか。

(木下副会長)

「あしやねっと♪」の随所にみられるお猿さんなどのイラストですが、「芦屋っふ」のものを継承していただきありがたいと思っています。確かにネットは便利ですが一部の人にはネットリテラシー的にクリックするのが難しいとか冊子を希望する方もおられると思うので並行して活用していただきたいと思ひます。

(朝倉委員)

今、育成会で今年度実施を予定している余暇活動、風船バレーと音楽広場ですが、参加者は自由でどなたも参加できますが、こちらの情報も是非掲載していただきたいです。その他に有償での習い事、ピアノとか絵とかの情報を7市1町で取り纏めています。残念ながら知的障がい者は自身でこのような情報を検索することができませんし、親が面倒臭がっている人もおりますが、このような情報発信があると参加する人が増えるかもしれません。育成会や三田谷さんが実施している無償の事業を掲載するとよいのではないかと思ひます。検討してください。

(河井座長)

ご指摘の内容は1ページ目の「お知らせ」や「年度情報」に掲載できますので、即座にご要望にお応えできると思ひます。

また、発信や管理の在り方については市や社会福祉協議会より連絡があるものと思ひます。

(齋藤委員)

初めてデジタルでの情報提供となりました。昨今多くの女性が社会進出し、わざわざ市役所まで来ることができない人も多いです。その中でアプローチの幅が増えたことは良いと思ひます。ただ高齢者の方の中には従来の紙ベースの情報を好まれる方もおられますので、現場の方のフォローに期待しながら、紙の良さ・デジタルの良さ両方で進めていただければと思ひます。今回専門部会に参加させていただき、様々な立場の方の意見を聞くことは、すごく成果があるなと思ひました。言い方を変えれば他流試合をしているというか。違う立場の方をよく理解できるという視点で有益であったと思ひます。

先程、座長より「楽しかった」との感想をいただきましたが、仕事ができる人のことを「知・好・楽」といいますね。仕事のことをよく知っている人は良く仕事ができる。その次に知っている人よりも良く仕事ができる人は好きな人、それ以上に好きよりも楽しく仕事をするということが一番大事で、そういった意味でいみじくもやって楽しかったと仰っておられました。成果になっておられると思ひました。

情報をスマート化するわけですが、職場の人事に聞くとところでは、デジタルの人間の採用が難しいと聞いています。紙ベースからデジタルベースに仕事が変われば福祉の世界も変わっていくのかなと期待しております。また、社会福祉協議会の方が事務局として非常に細かく資料を作成され、工夫されてそのおかげで短期間でここまで仕上げられたのではないかと思います。感謝しております。

(杉田委員)

6 ページのバリアフリーの情報についてですが、私は身体障害者福祉協会に所属しており、耳に入る限り情報提供したいと思っておりますが、皆さんからお寄せいただいた「〇〇のところの段差は危ないよ」といった情報や、全く手続きのわからない方が来られたらどのようにお知らせすればよろしいでしょうか。

(河井座長)

近くポータルサイトの管理者を設置しますので、取り纏めのうえ発信すると思えます。

(三芳委員)

福祉センターの基幹相談へご相談いただけましたら反映していきたいと思っております。まだ確定はしておりませんが、トップページの一番下辺りに連絡先が書かれることになると思います。

(福田(晶)委員)

とても明るくて見やすいと思います。間もなく配信とのことですが、具体的な日程は決まっているのでしょうか。また、一番最後のよくある質問のQ&AのAですが、「センターでは…」とある中で、どのセンターかわかりづらいのではないかと思います。どのセンターを指すのか今後精査されると思いますがよろしく願いいたします。

(三芳委員)

そういった修正箇所について、現在精査中でございます。出来次第周知いたしますのでよろしくお願い致します。

(堺会長)

表紙の芦屋のイメージイラストは非常に素晴らしいですが、著作権等に抵触しないですか。

(三芳委員)

市役所の市民課にある記念写真用のパネルの絵です。著作権については問題ございません。

(堺会長)

トップページに、「幼少期」「学齢期」「成人期」とありますが、「高齢期」などの標記をしておけば一本筋が通るかと思えます。このようなデザインですのでいいのかとも思いました。65歳問題や医療的ケアの問題も関心がおありだと思いますのでよろしく願い致します。

(三芳委員)

高齢期については成人期に記載してございますので、それで対応しています。

(3) 65歳問題プロジェクトについて

65歳問題プロジェクト会議 会長(高橋氏)より報告

(堺会長)

65歳問題という障がい福祉サービスから介護保険サービスの移行について、導入当初は激論があり、全国的に係争問題となりました。現在は少し落ち着き、本人本位

で一番いい支援は何かということ、現場の介護保険のケアマネージャーとの連絡も相当理解が深まってまいりました。今の報告では次のレベルまで進むのではと期待します。

(木村委員)

質問といたしますか、依頼です。移行に伴いサービス量が減少した場合、現行の障がい福祉サービスでどれだけ補填ができるのかを検討するとなっています。父母の会としては障がい福祉サービスを継続して利用できるものと考えており、足りない部分は介護保険サービスを上乘せして利用できるという理解です。ですので、そのような制度設計になっているということを利用者へ徹底的に周知してもらいたいです。法的には原則介護保険に移行となっておりますが、ここを先に説明すると先入観ができてしまい、残りたくても残れないと考えてしまいます。我々が全国的に問題としているのは、障がい福祉サービスを引き続き利用できるということを周知出来ていないということです。その点宜しく願いいたします。本人の不利益に配慮していただけますようお願いいたします。

(朝倉委員)

子供が65歳になった時に親は残念ながらいません。我々がいなくなっても地域に住まわせてあげたいというのが親の気持ちです。現在芦屋でも介護と障がいの連携が始まっておりませんが、15年後には介護施設に余りが出ます。長い目で見たときに介護事業に携わっている方も、障がい福祉サービスを理解していただければと思います。市でも介護施設があると思います、朝日ヶ丘にある「和風園」、そちらと障がいのある人の交流などをしながら障がいに対する理解を促進するなど、これから10年ほどかかっても実施していただきたい。

(堺会長)

本会は、障がいのある人の自立を支援する為の課題を解決することを目的としています。したがって、行政だけが課題を担うものではありません。また、本会に参加の皆さんも無報酬でこの課題に取り組んでおられます。本会の在り方というのは国の1,000兆円という赤字をどうやって国民全体で知恵を出し合うかということです。芦屋市でも社会福祉協議会を中心とした共同募金の人たちが必死に市民から協力いただいた募金によって、特に年末に障がい福祉に関する団体や高齢福祉に関する団体に食事の提供をしたりしています。中でも本会参加の4つの障がい者団体には、わずかな額ではありますが、募金のうちの多くを提供しています。その募金の主旨を考慮していただき、ここで話題になった課題についての啓発活動など、障がいのある人が生まれてきてよかったと思えるように十分知恵を絞って使っていただきたい。また、会に加入していない方への啓発も含めてご尽力していただきたいと思います。一方的に行政に依頼するのではなく、どうぞ皆さん力をお貸しください。ご提案ありがとうございました。

(仲西委員)

先ほど本取組が地域発信型ネットワークというものとして続けられるという話でしたが、芦屋市のネットワークの中でどのように位置づけられるのでしょうか。

(三芳委員)

地域ケアシステム検討委員会と芦屋市の地域福祉推進協議会の間に自立支援協議会が位置します。65歳問題については、障がいだけでなく他分野との横断的な課題として扱うべきものということで、自立支援協議会から地域ケアシステム検討委員会に投げかけをさせていただきました。こちらで検討した結果、PTを立ち上げるために検討に入ること、芦屋市の地域福祉推進協議会の中で提案いただきました。

来年度それを持って、地域ケアシステム検討委員会に戻ってきて実行部会の中でP Tを立ち上げていくということになります。現在P Tはありませんが、来年度数年ぶりに検討委員会の中でP Tを立ち上げていくということになります。年度当初からメンバーについては検討していくことになろうかと思いますが、構成員としては障がい者基幹相談支援センターですとか高齢者地域生活支援センター、ケアマネ友の会等や行政にも協力いただきながらプロジェクトとして実践していくものと考えております。

(堺会長)

仲西委員は、阪神南圏域だけでなく北圏域の行政マンとしての実績も長いと思いますが、他圏域で65歳問題について実践的な取組みがあればご紹介願いませんか。

(仲西委員)

明石市では、70代の方ですが、介護保険への移行時に障がい福祉サービスと介護保険の担当者間で非常に御苦労されたと聞いていますが、現在両方のサービスを併用されていると聞いております。今後このような方が増えていきますが、地域での受け入れがまだできていません。待たなしで進むので走りながら考える事になると思います。

(堺会長)

明石市は当事者視点で物事を考えておられるので、我々も注目したいと思います。

(福田(晶)委員)

これからの共生社会に向けて、この問題はとても大事なことだと思います。報告を伺う中で私としては悪いことばかりではないのではないかと思います。メリットとデメリットを利用者さんにお伝えするのが大切です。他にも65歳問題で介護保険サービスに移行しないケースが増えると、新たに高校を卒業して成人となった子供たちの行き場がなくなるかもしれません。そういったバランスを考えるべきではないかと考えております。周りには就職難民がいっぱいいるので、社会全体でも、芦屋市としても考えるべき話だと思います。

(木村委員)

確かにそういった話はあるかと思いますが、一番大切なのは本人がどのような生活を望んでいるのかだと思います。これまでと比較して足りないのであればどのようにして増やしていくのかを考えるべきであり、足りないからといって本人の意向をそこそこにして、介護保険サービスに移行するといった考え方は全く受け入れられません。あくまで本人中心の生活があり、本人が嫌というのであれば介護保険に移行しても構わない。定員の問題は我々で解決できない問題だと思います。

(堺会長)

基礎的な提言ですね。半世紀前からその問題があって、障がいのある人のグランドデザインについて、その場しのぎのものになっていないかといったご質問だと思います。

(事務局)

少し補足をさせていただきます。65歳問題プロジェクトを取組むにあたり、実際来年度に65歳を迎える人を中心に、その方をどのようにして介護保険サービスに移行させていくのかという検討をしました。その中でその方には実際に介護施設の見学にも行っていただきました。現在、生活介護を利用されているのですが、当然今後認定される要介護度によっては利用できるサービス量に限りがあるという不安もありましたが、それとは別に介護施設では毎日のようにリハビリが受けられるというメリットもあることが分かりました。先程、福田(晶)委員からの発言にもありましたとおり、メリットとデメリットを当事者の方に全部お伝えした中でどのように選択してい

ただくのかということ，そしてあくまでも当事者の方を中心に据えて考えていくことが大切だと行政も学ぶことができました。今回の事例を踏まえ来年度も引き続き検討していきたいと思います。

(木村委員)

障がいのある人は，生活環境が激変することが一番困ります。今の話のように訓練は訓練で受けたければその時に介護保険を利用させてもらいたいのです。すぐに全部変わるのではなく，ご本人中心に激変を避けながらどのように移行していくのか，変わるところも変わらないところもありながら，少しずつ介護保険の度合いを増していくようなことを配慮してほしいと思います。これも相談員の方が窓口となり十分ご説明されていると思いますが，なかなか伝わっていないように思います。サービスを受給する側からすれば行政から説明されると障がい福祉サービスの従来のサービスを受けられず，介護保険に移行しなくてはいけないのかと思ってしまいます。

(堺会長)

あくまでも本人中心の考えということではありますが，相談支援の担当者や基幹相談に携わる者は本人中心を理解して，中身の濃い研修も何日も何時間もかけてしています。しかし受皿の不足等があり，相談員も本人中心でしたくてもなかなかそのようにならないというのが現実です。問題は先送りではなく，問題を明らかにして一つ一つ進んでいくとすべきなのですが，その歩みが遅いということも現実です。この会議でこの点が指摘されるのは非常に結構なことだと思います。頑張っていきましょう。

(4) 芦屋市障がい者基幹相談支援センター事業報告

基幹相談支援センター長（三芳氏）より報告

(堺会長)

基幹相談は兵庫県で何か所ございますか。

(事務局)

約10か所です。

(堺会長)

スムーズにいくケースばかりではなく，職員を疲弊させ退職まで追い込んでいくクレーマーのような利用者や家族もいます。それをどう防ぐかということについては，よほど慎重にする必要があると思います。例えば電話受電サービスにおいても，電話番号が表示されれば，クレーマー対応もより負担なくできるし，現実的な対応ができると思いますが，電話の補助金は出ませんよね。6台で34万円なので難しいとは思いますが，電話ひとつで退職に追い込まれる職員を救うことができるのであれば，考えるべきなのではないかと思います。そのように現場は疲労困憊しております。

家庭でのしつけによる体罰も禁止と掲げた法案が，現在審議に入っており，おそらく可決するでしょう。また，個人情報保護法の成立によりコミュニケーションが難しくなりギスギスした環境になったことについてもご存じだと思います。親御さんがわが子を虐待して死亡に至らしめることがあまりにも多かった事から，このような法律を施行せざるを得ませんが，この裏には放置する親，育児能力の少し低い親が子供をしつけるとどうなるかという，日本の将来を憂うことになると思います。法律のデメリットについても，こちらにお越しの方たちも関心を持っていただきたいと思います。ただ，虐待によって失われてきた命があることも事実です。そういった現実を法律一本で片づけることはできません。ぜひ見識を深めてほしいと思います。

(5) 地域移行支援報告について

基幹相談支援センター長（三芳氏）より報告

(木下副会長)

前回の自立支援協議会の報告時と比べてもずいぶん進んでいると思います。皆さんご意見ありますか。

(朝倉委員)

対象は精神障がいのある人ですか。

(三芳委員)

皆さん精神障がいのある人ではありますが、自閉症の方もおられます。統合失調症の方ではありませんが、発達障がいとしか確定診断が下りていない人もおられます。

(朝倉委員)

地域移行といえば、病院からだけではなくて入所施設から地域というパターンも該当するのですか。

(三芳委員)

そうです。

(朝倉委員)

そちらの動きはどうですか。

(三芳委員)

こちらについては具体的な動きはまだないですが、精神科病院での実績を積み中でノウハウを蓄積し、入所施設の地域移行につなげていきたいと考えています。

(木村委員)

地域移行に直接関係しませんが、身体障害者手帳だけをお持ちのお子さんの学校問題。芦屋市では非常に大きな問題があります。県の教育長にもお願いしておりますが、身体障害者手帳だけでは、義務教育の中学校までは進学できますがその後がありません。陽光町の特別支援学校は基本的には知的障がい児を対象とした学校です。療育・身体手帳を共に持ちの方は通学できておりますが、特別支援学校の教育方針が知的児をメインとしています。身体障がいのある人は行き場がなく家におらざるを得ない状態で、18歳にならないと生活介護の施設には行けません。3年間は行き場がないです。これは皆さんに知っていただきたいという主旨でお話ししております。教育を受ける権利がないのは大きな問題です。

(木下副会長)

地域移行の問題から広げて提案いただきました。実際に身体障がいのある人は近くに進路がなく、伊丹市の昆陽特別支援学校まで行かなければならないという現状ですよ。

(木村委員)

播磨にあるから通えばいいという意見もありますが、そこまで通えないのが現状です。神戸にもありますが、市立であり芦屋市民は受け入れてもらえません。

(仲西委員)

精神障がいのある人の地域移行について、病院間の意識の差があり、地域移行に前向きな病院もありますが、まだまだそういった病院は少なく、病院職員の意識の差もあります。ですので本人が退院を希望しても地域に戻ることが難しいのが現状です。病院側がこの人は地域に戻るのが難しいと勝手に決めつけている人が結構いるのですが、そこに支援者が出向き本人と話をすることで、眠っていた希望を思い出し、退院の意思が芽生えるという話をよく聞きますので、是非確認するだけではなく支援者の

方が直接面接していただく必要があると思います。

情報提供ですが、芦屋市に住民票があり、精神科病院に1年以上入院している方が61名おられます。入所先は西宮市・神戸市・三田市、県外では大阪府、滋賀県、徳島県におられる方が6名おられます。なかなか遠方で訪問が難しいかもしれませんが、直接出向かなければ、この時代なかなか地域に帰ってこられませんので、そのような入院をされている方への広報なども行政の責任だと思います。何かの形でこのように入院している方へこの制度などの情報を伝えることについて考えていただきたい。私が着任した当初と比べればはるかに進んでおりありがたく思っています。

(木下副会長)

直接面会して潜在的ニーズを掘り起こした実績もありますので、是非参考にしてみてください。

(杉田委員)

訪問時は複数でいけますか。

(三芳委員)

基本的には基幹相談センター、芦屋保健所、芦屋市障害福祉課の3者で訪問します。

(杉田委員)

訪問先は、受け入れすることを了承している病院に行かれているということですね。

(三芳委員)

基本的には保健所より依頼を受けて訪問することになるので、是非ということになります。

(杉田委員)

風通しの良い病院に訪問するということですね。

(三芳委員)

そのあたりは、保健所が先行して調整していただいているのでありがたいです。

(杉田委員)

家族の方の了承や思いについては聞かれませんか。

(三芳委員)

面談の際には本人にご家族はどのように思っているか聞くことになります。またその際本人だけではなく、担当している精神保健福祉士や看護師の方にも家族状況を聞くことになりますが、多くの方は家族の反対があるのが現状です。少しずつ地域に様々なサポートがあることを説明していく中で、それであったらサービスを使おうということで、地域移行につながったケースもあります。

(杉田委員)

とても大切なことだと思いますので、ぜひ頑張ってください。

(堺会長)

大変大きな問題ですね。家族がどのように思っているのかというのはきちんと聞き取らなければ宙に浮くことになります。メンタルサポートセンターでもこの5月からグループホームを開設し、数名の利用者が決まっているようです。利用者の方が職員とコミュニケーションをとることになりますが、それもまた問題となると思います。その次に地域の方との調整も問題になりがちです。地域移行には様々な地域の力との連携が必要です。この度、芦屋で初めて精神障がいのある人の居場所を開設することになります。

(齋藤委員)

芦屋メンタルサポートセンターでは、5月より定員8名のグループホームを開所します。先程三芳委員より説明頂きましたが、入院されている家族の方は受け入れる能

力がかなり低下していると思います。それが実態で帰ってこられても困るということだと思います。長期入院者が現在61名おられて、なかなか進まない現状に、2年前ようやく重い腰を動かし、やってみると意外と回復力がある方がいらっしやった。ただこれは、病院があきらめていただけだと思います。そういった意味で引っ張り出せば出てくるものだなと思いました。生活保護を受けてきた人が就労B型から始め、就労につかれて生活保護を抜けた青年から話を聞きました。生活保護から抜け出せてほっとしたと。自信もついて障害年金と併せた所得で家一軒借りて生活しているそうです。そういう成功体験を作ること、福祉に携わる職員の方の励みになるのではないかと思います。A・Iの進展で仕事はだんだんなくなるかもしれませんが、福祉の仕事こそ知恵を使わなければならない部分でもあり、楽しい仕事であると考えます。グループホームは最初8名で始めて、その後サテライトを設け、その時に職員の力量をつけていかなければならないと思います。10年・20年・100年といった感じでできればいいなと思っています。

(6) 第11回芦屋市障がい児・者作品展実績について

基幹相談支援センター長（三芳氏）より報告

(高橋オブザーバー)

障がいのある人たちのことを知っていただくために、作品展には運動会と共に当初より関わってきました。ここまで盛況になり本当にうれしく思います。団体の参加は増えておりますが、まだ個人の参加が少ないのが現状です。まだまだやれることはあります。芦屋市の作品展をこれからも盛り上げていきたいと思っています。

(朝倉委員)

私が発起人のような感じで作品展を始めました。障がいのある人のことを市民の方にも知ってもらおうというのが目的で始めて、今回で11回を数えるようになったことに一つ意義があるのかなと思います。贅沢を言えば今後より発展し、1人か2人でも天才的な画家が出てくればと思っています。

(7) 芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画 進捗状況

事務局（梶井係長）より報告

(仲西委員)

お願いになりますが、昨年豪雨や地震などの災害が多くありましたが、その時に要援護者の平時からの対応を見直していただき、災害時にすぐに動けるような取組みをお願いしたいと思います。これは市などの行政だけでは当然できないです。平時から周りの方々を巻き込んで、取組んでいただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。今まさにその点が課題であると認識しております。現在防災と福祉の連携が話題となっており、次年度以降新たな展開になるかと思えます。折を見てご報告していきたいと思っています。

(堺会長)

これは本当に真剣に取り組まなければいけない問題ですね。社会福祉協議会は第一線で取組まれています。限られた人員での取組みなので皆さんご協力よろしく願いいたします。

(8) その他

① 平成30年度芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 活動報告

木下副会長（芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会会長）より報告

(堺会長)

脇委員は日夜障がい者差別解消にご尽力いただいておりますが、何か情報はありますか。

(脇委員)

差別解消に関しては、権利擁護センターではこれまでに障がい者差別解消をテーマにフォーラムを開催しました。まだまだ普及啓発は難しい状況です。また、平成30年度は意思決定支援についてフォーラムを開催しました。近く関係法令も上程されることになると思います。成年後見人制度の中で意思決定支援をどのようにするのかということや、本人の意思決定のプロセスを大事にするという観点で、意思決定するシートというのが今後採用される見込みです。成年後見人がどのようなプロセスで本人の意思を決定したのかとか代行決定したのかが問われるようになっていきます。今後4月1日から裁判所の診断書の形式も変わりますし、本人の診断シートも別途作ることで、本人中心の制度ということを成年後見の方も重きを置いています。

(堺会長)

芦屋市の権利擁護について力を発揮していただきありがとうございます。

② サポートファイルについて

事務局（榊井係長）より報告

(福田（容）委員)

保護者が活用していると学校にも問い合わせがありますが、活用していないと問い合わせがないのが現状です。活用しやすい書式にしていくことが必要であると感じました。

(堺会長)

今後活用しやすい形に取り組んでいただきますようお願いいたします。中野コーディネーター、阪神南圏域での動きについて報告いただけることはありませんか。

(中野氏)

我々の仕事は相談支援をベースに地域の課題解決のためのシステムづくりを行政や事業者と共に考える事が主です。国や芦屋市での福祉計画において医療的ケアの必要な子供に関する支援についてよく言われています。各市も資源がなく困っています。医療的ケアの必要な子供達は活動の場等がなく、親子の孤立感が非常に高まっています。各市で課題の全体把握をしており、社会資源も偏っていますのでどうすれば有効利用できるのか、各市で解決できることは各市で、解決できないところは圏域レベルで取り組んでおります。阪神圏域では、芦屋保健所の力を借りながら、どうすれば医療的ケアの必要な子供達に必要な支援ができるのか模索しているところです。阪神圏域で検討しながら県全体に広がるように取り組んでおります。

(堺会長)

先日医療的ケアについて2日間の研修で138人の修了者が出ました。県には西宮すなご医療療育センター等で200人程度の定員があると聞きますが、そちらなどを含めてネットワークを築いていただきたいと思います。

以上